

「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」(意見具申)を踏まえた関係省庁における検討状況について

平成31年9月15日  
放射線審査委員会事務局

行政機関	法令	放射線審査委員会ではない審議委員会等での検討の有無※ (○)内は審議委員会等の名称)	検討状況 (現時点での実績・今後の予定)	想定される論点等	審議時期 (現時点での目的)	公布時期 (現時点での目的)	施行時期 (現時点での目的)
人事院	人事院規則10-5 (職員の放射線障害の防止)	有(任意) (名称なし(参加者:人事院安全専門委員))	未定	不明	未定	未定	未定 (民間法制の状況を踏まえ検討を行う。)
厚生労働省	放射線作業の数量等に関する基準(告示)  放射線作業の数量等に関する基準(告示)	有(任意) 労働放射線審査委員会(放射線審査委員会)を踏まえて、労働放射線審査委員会(放射線審査委員会)の審議内容を踏まえ、検討会の開催時期や検討内容について判断予定。	未定	医療従事者の眼の水晶体の被ばく量は、他の臓器と比較して多と報告があることから、被ばく量を引き下げにより医療提供体制に問題が生じないか。	平成31年度中	平成31年度中	平成33年4月
厚生労働省	放射線作業の数量等に関する基準(告示)	無	—	—	平成31年度第2四半期頃	平成31年度第2四半期頃	平成33年4月
厚生労働省	電離放射線障害防止規則	有(必須) 労働放射線審査委員会(放射線審査委員会)を踏まえて、労働放射線審査委員会(放射線審査委員会)の審議内容を踏まえ、検討会の開催時期や検討内容について判断予定。	未定	1. 水晶体の等価線量限度を5年間の平均で20mSv/年(かついずれの1年においても50mSvを超過しないこと)、1年間20mSvを超過しない場合は、1年間の平均で20mSvを超過しないことにより、適切な施行時期を定めること及び事業者等が作業に適切に対応できるように適切な施行時期を定めること 2. 1.の新たの水晶体等価線量限度の取り入れ 3. (1)の水晶体等価線量限度の測定方法として、Hr(3)を位置づけること及びHr(3)の水晶体の等価線量を算定することを可能とするべきことについて 4. 水晶体の等価線量を算定するための運用 5. (1)の水晶体等価線量限度の測定方法として、Hr(3)を位置づけること及びHr(3)の水晶体の等価線量を算定することを可能とするべきことについて 6. その他 ※( )内は、平成30年3月2日付け「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」(意見具申)で示された項目を意味する。	平成31年度中	平成31年度中	平成33年4月
農林水産省	獣医療法施行規則	無	—	—	—	—	未定 (施行の時期は未定。なお、飼育動物の診療施設は複数の法律が適用されることから、当該法律の施行時期と整合を図る必要があると考えている。)
経済産業省	鉱山保安法施行規則に基つき経済産業大臣が定める基準(告示)	有(任意) (中央鉱山保安協議会)	未定 (遅くとも平成33年3月までに諮る予定)	不明	未定 (中央鉱山保安協議会に諮る時期未定に依りて判断)	未定	未定
国土交通省	船員電離放射線障害防止規則	有(必須) (交通政策審議会海軍分科会船員部会)	未定	不明	未定 (交通政策審議会海軍分科会船員部会)	未定	平成33年4月
原子力規制委員会	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(告示)	無	—	—	—	—	平成33年4月
原子力規制委員会	核燃料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する規則等の規定に基つき線量限度等を定める告示(告示) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(告示) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する必要な事項を定める告示(告示)	無	—	—	—	—	平成33年4月

※ 有(必須) … 法令上、審議委員会等での検討が必要とされている場合  
有(任意) … 法令上、審議委員会等での検討が必要とはされていないが、検討を行う場合  
無 … 審議委員会等での検討を行わない場合